

# 定 款

社団法人 第二地方銀行協会

# 社団法人 第二地方銀行協会定款

昭和20年10月1日	制 定
昭和57年8月19日	全部変更
平成元年2月1日	一部変更
平成4年4月27日	一部変更
平成7年11月29日	一部変更
平成8年7月31日	一部変更
平成9年3月31日	一部変更
平成10年10月1日	一部変更
平成11年3月31日	一部変更
平成13年2月15日	一部変更

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、社団法人第二地方銀行協会（以下「この協会」という。）と称する。英文では、THE SECOND ASSOCIATION OF REGIONAL BANKS と称する。（平元. 2. 1 変更）

(目 的)

第 2 条 この協会は、会員の健全な発達を図り、もって公共の利益を増進することを目的とする。（平元. 2. 1 変更）

(事 業)

第 3 条 この協会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 一、会員の業務改善に関する調査研究（平元. 2. 1 変更）
- 二、金融及び経済に関する調査研究
- 三、関係官庁、関係金融機関その他に対する意見の開陳及び連絡
- 四、会員相互の連絡を図り、その親交を密にするための施設の運営
- 五、会員の職員の養成、教育及び厚生に関する事業
- 六、会員の業務提携及び信用秩序維持に資するため会員が行う共同事業の支援に関する事業（平9. 3. 31 変更）
- 七、前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

(事 務 所)

第 4 条 この協会は、事務所を東京都千代田区に置く。

## 第 2 章 会 員

### (会員の資格)

第 5 条 この協会の会員たる資格を有する者は、平成元年2月1日以降、金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和43年法律第86号）第6条第5項の規定に基づいて銀行法により免許を受けたとみなされた銀行及び会員から営業を譲り受けることを目的として新たに免許を受けた銀行であつて、主たる営業基盤が地方的なものとする。（平元. 2. 1、平13. 2. 15 変更）

### (入 会)

第 6 条 この協会の会員になろうとする者は、所定の入会申込手続により、理事会の承認を得なければならない。

### (会員の権利義務)

第 7 条 会員は、この協会の事業活動につき、その便宜を受ける権利を有するとともに、この定款及び総会の決議に従う義務を負う。

### (退 会 等)

第 8 条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を失う。

- 一、退 会
- 二、会員たる資格の喪失
- 三、除 名

2. この協会を退会しようとする者は、所定の退会手続によるものとする。

### (除 名)

第 9 条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により除名することができる。

- 一、この定款の規定に違反したとき。
- 二、この協会の名誉をき損し、又はこの協会の目的に反する行為があつたとき。

2. 前項の規定により、会員を除名しようとするときは、その会員に対し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

(入会金及び会費)

第 10 条 会員は、理事会において別に定めるところにより、入会金を納入するものとする。

2. 会員は、総会の決議を経て別に定めるところにより、会費を納入するものとする。

3. 前項の規定にかかわらず、事業年度の中途において会員となった者は、理事会において別に定めるところにより、会費を納入するものとする。

4. 既納の入会金及び会費は、これを返還しない。

(会員名簿)

第 11 条 この協会は、別に定める様式により会員名簿を作成し、これをこの協会の事務所に常置するものとする。

2. 前項の会員名簿は、会員の異動又は記載事項の変更の都度、これを訂正するものとする。

3. 会員は、会員名簿の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく書面をもって会長に通知しなければならない。

### 第 3 章 役 員

(役員の種類及び定数)

第 12 条 この協会に次の役員を置く。

理 事 23名以内 (平4. 4. 27、平9. 3. 31 変更)

うち会 長 1名

副会長 4名以内 (平4. 4. 27、平9. 3. 31 変更)

専務理事又は

常務理事 3名以内

監 事 3名以内

評議員 16名以内

2. 前項の規定にかかわらず、専務理事を副会長に選任する場合は、副会長

を5名以内とすることができる。(平4. 4. 27、平9. 3. 31 変更)

(役員を選任)

第13条 理事及び評議員は、会員の取締役頭取、取締役社長又は代表権のある会長(以下「取締役頭取等」という。)の中から総会において選任する。ただし、理事3名以内を取締役頭取等以外の者から選任することができる。

(平9. 3. 31、平11. 3. 31 変更)

2. 監事は総会において選任するものとし、このうち2名は、取締役頭取等の中から選任する。(平9. 3. 31 追加)
3. 会長、副会長及び専務理事又は常務理事は、理事の互選により、これを選任する。

(役員職務)

第14条 会長は、この協会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により、その職務を代行する。
3. 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、会務を処理する。
4. 常務理事は、専務理事を補佐する。
5. 理事は、理事会を組織し、総会の決議に従い、この協会の運営を協議、執行する。
6. 監事は、民法第59条の職務を行う。
7. 評議員は、評議員会を組織し、会長の諮問に応じ、又は会長に対し意見を述べるることができる。

(役員任期)

第15条 役員任期は、就任後2年内の最終の決算期に係る通常総会の終了の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2. 役員補充の必要があるときは、第13条の規定を準用し、補充選任することができる。ただし、補充により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

4. 役員が、取締役頭取等の地位を退いたときは、役員の資格を失うものとする。（平9. 3. 31 変更）

（役員解任）

第 16 条 役員が、この協会の役員たるにふさわしくない行為をしたとき、その他第 9 条第 1 項各号の一に類する事実があったときは、総会の決議により解任することができる。

（役員報酬）

第 17 条 役員は、原則として無報酬とする。ただし、理事会の決議により、常勤の理事を有給とすることができる。

## 第 4 章 顧問及び事務局

（顧問）

第 18 条 この協会に顧問を置くことができる。

2. 顧問は、理事会の決議により会長がこれを委嘱する。

（事務局）

第 19 条 この協会の事務を処理するため、事務局を設ける。

2. 事務局には、職員若干名を置き、会長がこれを任免する。

## 第 5 章 総会、理事会及び評議員会

（招集及び議長）

第 20 条 総会、理事会及び評議員会は、会長がこれを招集する。

2. 総会及び理事会の議長は、会長がこれに当たり、評議員会の議長は、評議員の互選によるものとする。

（総会）

第 21 条 総会は、会員の全員をもって組織し、通常総会と臨時総会とに区分する。

2. 通常総会は、毎年3月及び5月に開催する。
3. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - 一、理事会の決議により必要としたとき。
  - 二、会員総数の5分の1以上又は監事が、会議の目的たる事項を示して請求したとき。
4. 総会は、開催の日の2週間前までに、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した文書を発して招集する。ただし、会長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(会員の表決権)

第22条 会員は、各1個の表決権を有する。

2. 会員は、前項の表決権を行使するため、総会に各1名の取締役頭取等を代表として出席させる。(平9. 3. 31 変更)
3. 会員は、前項の代表に代えて他の取締役をもって表決権を行使させることができる。
4. 会員は、委任状をもって、総会における表決権の行使を他の出席会員に委任することができる。この場合において、委任した会員は出席したものとみなす。

(総会の成立及び議決)

第23条 総会は、全会員の過半数の出席により成立する。

2. 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席会員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の付議事項)

第24条 総会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- 一、事業報告及び事業計画
- 二、決算及び収入支出予算
- 三、理事会において、総会に付議すべきことを決議した事項

2. 総会において、あらかじめ通知した事項以外に決議を必要とする事項が生じたときは、出席会員の3分の1以上の同意をもって、これを付議することができる。

(理事会)

第25条 理事会は、理事全員をもって組織し、原則として、月1回開催するほか、会長が必要と認めたときは、これを開催することができる。

2. 理事会は、あらかじめ会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した文書を発して招集する。ただし、会長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

3. 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会の成立及び議決)

第26条 理事会は、その構成員の過半数の出席により成立する。

2. 理事会の議事は、出席理事の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の付議事項)

第27条 理事会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- 一、総会に付議すべき事項
- 二、定款の変更に関する事項
- 三、総会において、理事会に委任された事項
- 四、前3号に掲げるもののほか、会務の運営に関して会長が必要と認めた事項

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

- 一、開催の日時及び場所

- 二、会員の総数及びその出席者数
  - 三、開催目的、審議事項及び決議事項
  - 四、議事の経過の概要及びその結果
  - 五、議事録署名人の選任に関する事項
2. 理事会の議事については、前項の記載事項に準じ議事録を作成し、議長及び出席理事2名が、署名押印しなければならない。

(評議員会)

第 29 条 評議員会は、評議員全員をもって組織し、会長の諮問に応ずる。

2. 評議員会は、会長が必要と認めたとき、これを開催する。
3. 評議員会の開催及び招集並びに議事録については、理事会の場合の規定を準用する。

## 第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 30 条 この協会の資産は、次の各号に掲げるものにより構成する。

- 一、基本金
- 二、入会金及び会費
- 三、事業に伴う収入
- 四、資産から生ずる果実
- 五、寄附金品
- 六、その他の収入

(資産の管理)

第 31 条 この協会の資産は、理事会の決議を経て別に定める方法により、会長がこれを管理する。

(資産の区分)

第 32 条 この協会の資産は、基本財産及び運用財産の2種類に区分する。

2. 基本財産は、次の各号に掲げるものにより構成する。

一、基本金

二、基本金として受け入れた寄附金

3. 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の使用の制限)

第 33 条 基本財産は、これを消費し、又は抵当権その他の物権のために供してはならない。

2. 事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、前項の規定にかかわらず、総会の決議を経てその一部に限りこれを処分することができる。

(経費の支弁)

第 34 条 この協会の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画書等)

第 35 条 会長は、毎事業年度開始前に、事業計画書及び収支予算書を作成し、3月の通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

(事業報告書等)

第 36 条 会長は、毎事業年度終了後、次の書類を作成し、5月の通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

一、事業報告書

二、収支決算書

三、貸借対照表

四、財産目録

2. 会長は、前項の書類を通常総会の前にあらかじめ監事に提出し、その監査を経て、この協会の事務所に備えておかなければならない。

(剰余金の処分)

第 37 条 収支決算の結果、事業年度末において剰余金が生じたときは、総会の承認を経て、その全部若しくは一部を基本金に組み入れ、又は翌年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 38 条 この協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 39 条 この定款は、総会において、会員の 4 分の 3 以上が出席し、その 4 分の 3 以上の決議を経、かつ、内閣総理大臣の認可を受けなければこれを変更することができない。(平11. 3. 31 変更)

2. 定款の変更を総会に付議するときは、理事会の決議又は会員の 3 分の 1 以上の請求を必要とする。

(解 散)

第 40 条 この協会は、総会において、会員の 4 分の 3 以上が出席し、その 4 分の 3 以上の決議により解散することができる。

(残余財産の処分)

第 41 条 この協会が解散した場合の残余財産の処分については、総会の決議を経、かつ、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。(平11. 3. 31 変更)

## 第 8 章 雑 則

(細 則)

第 42 条 この定款の施行に必要な細則は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

## 附 則

この定款の変更は、主務官庁の認可があった日（昭和57年8月19日）から施行する。

## 附 則（平元. 2. 1 一部変更）

この定款の変更は、平成元年2月1日から施行する。

## 附 則（平4. 4. 27 一部変更）

この定款の変更は、主務官庁の認可があった日（平成4年4月27日）から施行する。

## 附 則（平7. 11. 29 一部変更）

この定款の変更は、主務官庁の認可があった日（平成7年11月29日）から施行する。

## 附 則（平8. 7. 31 一部変更）

この定款の変更は、主務官庁の認可があった日（平成8年7月31日）から施行する。

## 附 則（平9. 3. 31 一部変更）

この定款の変更は、主務官庁の認可があった日（平成9年3月31日）から施行する。

## 附 則（平10. 10. 1 一部変更）

この定款の変更は、主務官庁の認可があった日（平成10年10月1日）から施行する。

**附 則**（平11. 3. 31 一部変更）

この定款の変更は、内閣総理大臣の認可があった日（平成11年3月31日）から施行し、平成11年4月1日から適用する。

**附 則**（平13. 2. 15 一部変更）

この定款の変更は、内閣総理大臣の認可を得て、平成13年2月15日から施行する。